破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１４３号
長野市栗田624―２、破産手続開始決定時の住所長野市大字栗田472番地１　グランドハイツ東公園303号
破産者　大久保　仁
１　決定年月日　平成28年12月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５９号
埼玉県川口市芝高木１丁目４番39号
破産者　平田真知子
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９３号
福井県鯖江市熊田町第17号５番地９
破産者　佐々木和子
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
大阪府枚方市渚西２―33―20　レオパレス渚108号室、開始決定時の住所福井市東天田町第11号32番地
破産者　石田　直人
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
兵庫県美方郡香美町香住区訓谷200番地の２
破産者　斉藤　　豊
１　決定年月日　平成28年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第２７３号
札幌市豊平区美園７条２丁目２番15号　バイデンハイツⅢ―201号
破産者　老松　伸治
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７３１号
札幌市東区北21条東23丁目５番18―902号
破産者　金盛　晃敬
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９５０号
札幌市豊平区福住２条１丁目１番22―102号
破産者　坂口　博子
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３号
相模原市南区大野台５丁目11番12号　アーバンレジデンス206号
破産者　及川　政雄
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１０号
富山県下新川郡入善町上野11578番地２　ポタミオンⅡ―203
破産者　水澤　弘代
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第４９号
静岡県浜松市東区半田山３丁目23番17号、開始決定時の住所静岡県浜松市東区有玉台３丁目18番13号
破産者　北野　久史
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１０５２号
名古屋市守山区白山２丁目901番地　クラージュ901　Ｎ302号
破産者　オフィス新こと　友田　隆士
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５４４号
名古屋市港区作倉町２番38号　ニューコーポ港楽Ａ棟302号
破産者　石崎　一朗
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７２５号
三重県四日市市日永西３丁目12番11号　50ＰＬＵＳ日永207、開始決定時の住所名古屋市北区辻町４丁目40番地　ダイアパレス辻町104号
破産者　平野　　肇
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７６４号
京都市伏見区三栖町３丁目821番地　メゾンタマミ　503号、前住所京都市伏見区横大路下三栖山殿21番地47
破産者　建築工房ドリームワークスこと　山根　俊明
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３８２号
神戸市北区君影町４丁目10番15号
破産者　稲垣　香織
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７７号
山口県山陽小野田市大字小野田4861番地
破産者　岩本　久人
１　決定年月日　平成28年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部